

手術件数 令和7年1月1日～令和7年12月31日

医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号並びに
 歯科点数表第2章第9部手術通則第4号に掲げる手術

(1) 区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	7 件
イ	黄斑下手術等	0 件
ウ	鼓室形成手術等	11 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	39 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	334 件

(2) 区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	10 件
イ	水頭症手術等	19 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ	尿道形成手術等	0 件
オ	角膜移植術	0 件
カ	肝切除術等	22 件
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	0 件

(3) 区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	24 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0 件
エ	母指化手術等	0 件
オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	0 件
キ	同種腎移植術等	0 件

(4) 区分4に分類される手術

(胸腔鏡下及び腹腔鏡下)

543 件

(5) その他の区分に分類される手術

ア	人工関節置換術	52 件
イ	乳児外科施設基準対象手術	0 件
ウ	ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	154 件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを 含む。)及び体外循環を要する手術	567 件
	経皮的冠動脈形成術	174 件
	急性心筋梗塞に対するもの	(55 件)
	不安定狭心症に対するもの	(15 件)
	その他のもの	(104 件)
オ	経皮的冠動脈粥腫切除術	2 件
	経皮的冠動脈ステント留置術	327 件
	急性心筋梗塞に対するもの	(59 件)
	不安定狭心症に対するもの	(51 件)
	その他のもの	(217 件)